

(素案)

美里町学校給食費に関する条例施行規則(案)

(趣旨)

第1条 この規則は、美里町学校給食費に関する条例(平成 年美里町条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給食の申込み)

第2条 給食の提供を受けようとする児童生徒等の保護者等は学校給食申込書(様式第1号)を、給食の提供を受けようとする職員は学校給食申込書(職員用)(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(保護者に準ずる者)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 未成年後見人その他の者で児童生徒等を現に監護するもの

(2) その他保護者に準ずる者として町長が認めたもの

(給食費の額)

第4条 給食費の額は、条例別表に掲げる額を超えない範囲内において、別表に掲げる一食当たりの単価(以下単に「単価」という。)に、当該年度における給食実施予定回数を乗じて得た額とする。ただし、当該年度における給食実施予定回数と給食実施回数に差が生じたときは、精算後の額とする。

2 条例第3条第4項の規則で定める額は、別表に掲げる単価に提供回数に乗じて得た額とする。

(給食費の納付)

第5条 給食費は、5月から翌年3月までの11期で分割した額(100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。)を納付するものとする。

2 条例第4条第1項の規則で定める日は、毎月末日とする。ただし、12月にあっては、25日とする。

3 前項に規定する納付期限により難しいと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができる。

(給食費の減額)

第6条 次の各号のいずれかの理由により学校給食を受けることができない日が生じた場合は、その日数において提供されなかった回数分の給食費を減額するものとする。

(1) 児童生徒等の転出、転入等による場合

(2) 児童生徒等が病気、事故その他の理由により、連続して6日以上学校給食を受けない日があったとき。

(3) 食物アレルギー等の理由で給食の全部又は一部を停止したとき。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに納付期限の到来した給食費については、なお従前の例による。

別表(第4条関係)

区 分		単 価
幼稚園	ミルク給食	47円
	完全給食	235円
小学校	完全給食	271円
中学校	完全給食	333円

備考

1 ミルク給食とは、給食内容が牛乳のみである給食をいう。

2 完全給食とは、給食内容が米飯又はパン(これらに準ずる米加工食品、小麦粉食品その他の食品を含む。)、おかず及び牛乳である給食をいう。

様式第1号(第2条関係)

学校給食申込書

美里町長 殿

私が保護する幼児・児童・生徒が学校給食の提供を受けたいので、申し込みます。

給食費の納付については、美里町学校給食費条例及び同条例施行規則の規定に基づき、定められた金額を定められた方法により納付いたします。

また、給食費を滞納した場合は、町の指導に従い、納付いたします。

提供期間： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月から当該学校等の卒業(転校)時まで

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住 所 \_\_\_\_\_

保護者等の氏名 \_\_\_\_\_ 印

学校又は幼稚園の名称 \_\_\_\_\_

幼児、児童又は生徒の氏名 \_\_\_\_\_

様式第2号（第2条関係）

学校給食申込書（職員用）

美里町長 殿

私は学校給食の提供を受けたいので、学校給食を申し込みます。  
給食費の納付については、美里町学校給食費条例及び同条例施行規則の規定に基づき、定められた金額を定められた方法により納付いたします。

提供期間： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月から当該学校勤務終了時まで

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

学校又は幼稚園の名称 \_\_\_\_\_